

医業第 1008001 号

平成 21 年 10 月 8 日

各 都道府県医務主管部（局）長 殿

独立行政法人福祉医療機構

医療貸付部長



出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度実施に伴う
経営安定化資金について

医療貸付事業の実施につきましては、平素より格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

直接支払制度の実施に伴い、医療機関等からの支給申請から支払いまでに約1～2ヶ月かかることから、当機構においては、一時的な資金不足が生じ資金繰りに困難をきたす医療機関等の経営の安定化を図るため、経営安定化資金を融資しております。

今般、関連団体等から融資に係る条件の拡充を求める要望が寄せられるとともに、厚生労働省からも要請があったことから各方面と調整し、一層円滑な利用が図られるよう条件等を緩和することとしました。

なお、出産育児一時金等の制度見直しに伴う経営安定化資金の融資条件等は別紙のとおりとなっております。

ご多忙中恐縮でございますが、貴職におかれましてはご了知の上、関係者へ周知していただきますようお願い申し上げます。

産科医療機関等のみなさまへ

出産育児一時金等の制度見直しに伴う運転資金のご融資について

融資利率の引き下げ等により、更にご利用しやすくなりました

出産育児一時金等の直接支払制度の実施に伴い、当機構においては、入金が遅れることによる一時的な資金不足に対して運転資金（つなぎ資金）をご融資しております。

今般、融資利率の引き下げや無担保融資可能額の拡充、貸付限度額の弾力化など、更にご利用しやすい内容とし、産科医療機関等の皆様を強力にご支援することとしましたのでご案内いたします。

拡充の主なポイント

【融 資 利 率】 1.1%（従前より0.5%引き下げによる特別優遇）（平成21年10月8日現在）
【無担保融資可能額】 3,000万円（1,000万円より拡充）
【申 込 み 期 間】 平成22年6月末まで（3ヶ月間延長）

ご利用いただける方

お産を取り扱う病院、診療所及び助産所を開設されている方

ご融資の条件

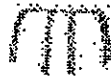
貸付限度額	制度の見直しに伴い入金が遅れる2ヶ月間の分娩予定者数×42万円
融 資 利 率	1.1%（平成21年10月8日現在）
融 資 期 間	7年以内（うち据置期間1年以内）
償 還 方 法	毎月償還（元金均等）
担 保	原則不動産担保の提供が必要となります。 〔 3,000万円までは無担保融資可能 不動産担保が無い場合は診療報酬債権のみの担保でも可能 〕
保 証 人	1名以上（ただし、開設者が個人の場合、本人及び同一生計者等のみの保証人は不可）
申込み期間	借入申込み期間は平成21年10月から平成22年6月末までとします。 （円滑な資金交付を行うために、ご検討されている方はお早めにご相談ください。）

※ ご融資には審査があります。

お問い合わせ・申込先

詳細につきましては、こちらにご照会ください。

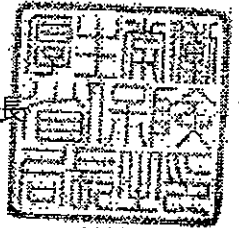
- 開設地が東日本（北海道～三重県）の場合
東京本部 東京都港区虎ノ門4-3-13 神谷町セントラルプレイス9階 医療貸付部医療審査課 TEL03-3438-9937/FAX 03-3438-0659
- 開設地が西日本（福井県～鹿児島県）の場合
大阪支店 大阪市中央区南本町3-6-14 イトビル3階 医療審査課 TEL 06-6252-0219/FAX 06-6252-0240



保発0929第16号
平成21年9月29日

独立行政法人福祉医療機構理事長
長野 洋 殿

厚生労働省保険局長



出産育児一時金等に係る経営安定化資金の貸付について

出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度（以下「直接支払制度」という。）の実施については、厚生労働大臣の指示により、原則として本年10月1日から予定どおり実施することとしているが、制度の導入により、医療機関等からの支給申請から支払までに約1～2か月かかることから、当面の準備等の都合上、直接支払制度に対応することが直ちには困難な医療機関等については、例外的に、所要の措置を講じた上で、今年度に限り、準備が整うまでの間、直接支払制度の適用を猶予することとしたところである。

併せて、厚生労働大臣より、貴法人において実施される出産育児一時金等に係る経営安定化資金貸付（以下「貸付」という。）について、一層円滑な利用が図られるよう、検討指示がなされたところである。

ついては、当該貸付に関して、以下の見直しを行っていただきたく、御高配のほどよろしくお願いしたい。

1. 貸付見込期間

直接支払制度の適用を猶予することとしていることを踏まえ、平成22年3月31日までとされている貸付申込の期限について、適切な時期まで延期すること。

2. 無担保保証

現在の無担保融資枠の上限額を引き上げること。

3. 弁済補償金

繰上弁済に伴う弁済補償金を免除すること。

4. 貸付利率

貸付利率について、なお一層の配慮をすること。

5. その他

これらの措置について、可能なものから速やかに実施することとし、本年10月1日から適用されたいこと。